

大分しいたけマスコットキャラクター「しいたけもりりん」使用規程

(趣旨)

第1条 大分しいたけマスコットキャラクターのデザイン及び名称（以下、「デザイン等」という。）を使用する場合の取り扱いに關し、必要な事項を定める。

(対象とするデザイン)

第2条 使用できるデザインは、別紙1のとおりとする。

(使用承認申請)

第3条 デザイン等を使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、あらかじめ「しいたけもりりん」デザイン等使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、大分県椎茸振興協議会長（以下、「協議会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、商品として使用する場合を除き、この限りではない。

- (1) 大分県椎茸振興協議会会員が使用するとき。
- (2) 大分県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他協議会が適当と認めるとき。

(使用承認)

第4条 協議会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認するものとする。この場合において、協議会長が必要と認めるときは、条件を付すことができる。

- (1) 大分県産しいたけの振興について、その品位を傷つけ、又は正しい理解やの妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 大分県産しいたけを使用していない商品のPRに使用するとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) その他協議会長が不適当と認めたとき。

2 前項に規定による承認は、「しいたけもりりん」デザイン等使用承認書（第2号様式）により行うものとする

(使用料)

第5条 使用料は無償とする。

(使用の際の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、協議会長の付した条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形式を正しく使用すること。
- (4) 原則として、物品等には承認番号を付すること。
- (5) 承認に係る物品等の写真を速やかに協議会長に提出すること。

(承認の取消し)

第7条 協議会長は、デザイン等の使用がこの規定及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該デザイン等の使用を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、協議会長はその責めを負わない。

2 前項の承認の取消しは、「しいたけもりりん」デザイン等使用承認取消書（第3号様式）をもって行うものとする。

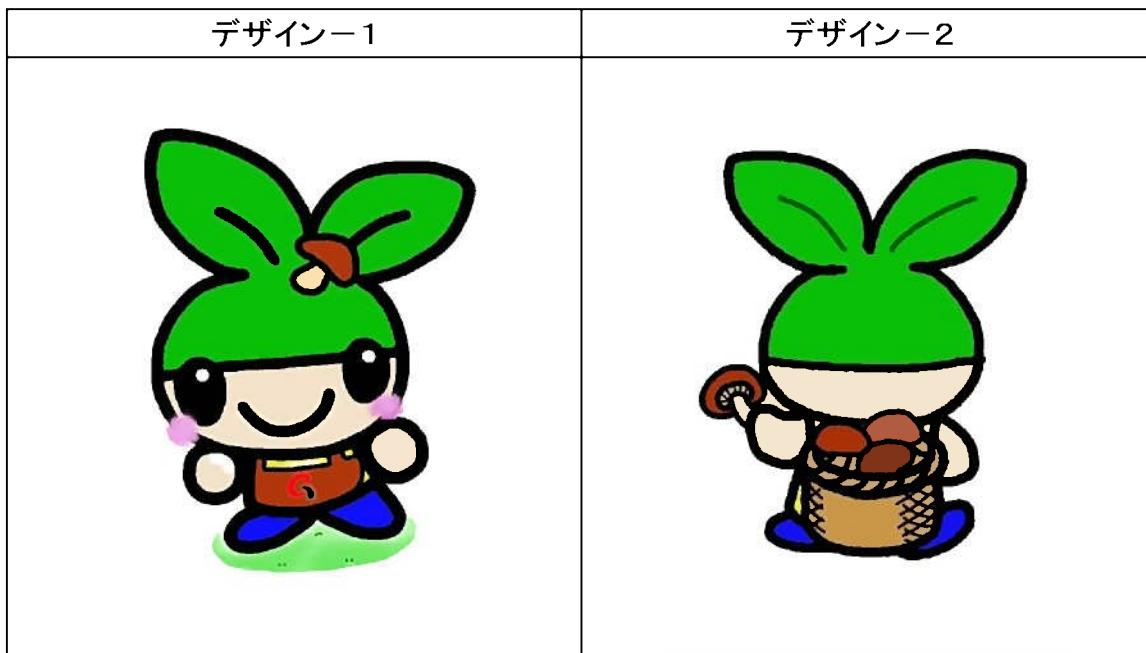
(補足)

第8条 この規定に定めるもののほか、デザイン等の使用について必要な事項は、協議会長が別に定める。

附則

- 1 大分しいたけ応援マスコットキャラクター「しいたけもりりん」デザイン使用規程（平成27年4月8日制定）は廃止する。
- 2 この規程は、平成28年9月1日から適用する。

別紙 1



第1号様式

「しいたけもりりん」デザイン等使用承認申請書

年　月　日

大分県椎茸振興協議会長 殿

申請者住所

氏名(名前及び代表者名)

連絡先

下記により、「しいたけもりりん」のデザイン等を使用したいので申請します。

記

1 申請内容(※欄は商品として使用する場合のみ記入してください。)

対象物件	
使用目的	
使用方法	(種類・名称・規格等)
使用場所	
製作個数	
使用期間	年　月　日～　年　月　日
※商品名	
※小売価格 (消費税賦課前)	

申請に必要な書類(別添)

- (1) 企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等使用方法のわかるもの)
- (2) 申請者の概要、現況等を示すもの
- (3) その他

規程第4条第1項第1号から第6号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名(名前及び代表者名)

印

第2号様式

「しいたけもりりん」デザイン等使用承認書

年　月　日
殿

大分県椎茸振興協議会長

年　月　日付けで申請のありました「しいたけもりりん」のデザイン等の使用について、
下記のとおり承認します。

なお、使用にあたっては、下記使用条件を遵守願います。

記

対象物件	
承認内容	申請内容のとおり承認する。
承認番号	大椎協第　　号
特記事項	

<使用条件>

- (1) 承認された内容により使用し、大分県椎茸振興協議会長の付した条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形式を正しく使用すること。
- (4) 原則として、物品等には承認番号を付すること。 (大椎協第〇〇号)
- (5) 承認に係る物品等の写真を速やかに大分県椎茸振興協議会長に提出すること。

第3号様式

「しいたけもりりん」デザイン等使用承認取消書

年 月 日

殿

大分県椎茸振興協議会長

年 月 日付けで承認した（承認番号大椎協第 号）「しいたけもりりん」のデザイン等の使用について、その承認を取り消します。